

第2回 <父親(パートナー)の育児vol.2> 育児・介護休業法改正について

配信第2回は「育児・介護休業法改正」についてお伝えいたします。
昨年6月に公布された育児・介護休業法について、関心の高い方が多いのではないのでしょうか。
こちらは3段階で施行され、第1段は令和4年4月1日から施行となっております。

改正されるニュースは見聞きしたけれど、内容をまだ確認していない方はこの機会にぜひ、確認してみましょう！

<<健やか親子21事務局 父親(パートナー)の育児メルマガ Vol.2>> ~~育児・介護休業法改正について~~

【改正の趣旨は？】

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、**希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため**
下記の措置を進めていきます。

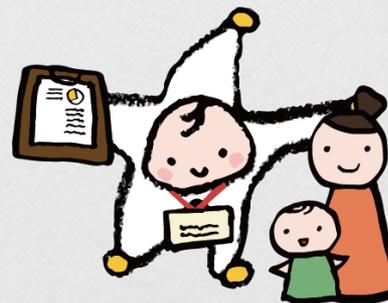
- ・子の出生直後の時期における**柔軟な育児休業の枠組み「産後パパ育休」**の創設
- ・育児休業を**取得しやすい雇用環境の整備**
- ・本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**の義務付け
- ・育児休業の分割取得
- ・育児休業の取得の状況の公表の義務付け
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 等

【いつから始まる？】

3段階で進みます。その第1段階は、**令和4年4月1日から施行です！**

◆【4月1日からの施行内容を確認しましょう！】

- ・**雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置**が義務化されました。
- ・有期雇用労働者の**育児・介護休業取得要件が緩和**されました。



★この機会に、自分の職場の就業規則等には、どのように反映されているのか、確認しましょう！

★人事部や関係部局にご所属の方は、社内での理解促進のため、この機会に制度の認知度を向上させましょう！

★改正ポイントの詳しい案内はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

さらにその先では・・・

◆令和4年10月1日から(第2段階)

- ・産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- ・育児休業の分割取得が可能に！

これにより、**現行の育休とは別に出生後8週間以内に4週間までの休業が取得できます。**

また、これまで分割取得のできなかった育児休業も**2回まで分割して取得することが可能になります。**

◆令和5年4月1日から(第3段階)

- ・育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

◆今回の情報元について

改正の趣旨・概要の情報元については、下記URLよりご確認いただけます。

▼育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

- ▼育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要
(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf>

(監修: 健やか親子21推進本部幹事会委員 足立 ソノコ)

第2回は「育児・介護休業法改正」について、情報配信させていただきました。
配信内容は、当時の最新情報に基づき推進本部幹事会委員の監修を受け、事務局にて作成したものです。

2022年5月30日(月)配信